

## 審判決要約集一覧

### (審査基準について～第4条第1項第10号)


#### 商標審査基準について

商標	要旨
—	商標審査基準と同じ審査基準の一つである類似商品審査基準についての法的性格について言及した事例 <a href="#">昭和46年11月25日 東京高昭和43年(行ケ)第180号</a>
BURTON SNOWBOARDS	商標審査基準(登録商標の使用の認定)の具体的内容についての解釈に言及した事例 <a href="#">平成12年9月4日 東京高平成11年(行ケ)第154号</a>
—	商標審査基準(周知・著名商標の保護)に付言し、具体的案件についての適用の適否に触れた事例 <a href="#">平成12年10月25日・東京高平成11年(行ケ)第372号</a>
—	商標審査基準(立体商標の類否)の具体的内容についての趣旨に言及した上で、審査基準にしたがってなされた特許庁の判断を支持した事例 <a href="#">平成13年1月31日 東京高平成12年(行ケ)第234号</a>
—	商標審査基準(結合商標の類否)の解釈及び具体的事案への適用について言及した事例 <a href="#">平成13年8月29日 東京高平成13年(行ケ)第77号</a>

### 第3条第1項全体

—	商標法第3条第1項についての適用判断の基準時を「査定又は審決時」と解するのが相当であるとした事例 <a href="#">昭和46年9月9日 東京高昭和45年(行ケ)第5号</a>
—	商標法第3条第1項についての適用判断の基準時を「査定又は審決時」と解するのが相当であるとした事例 「ヨーグルトきのこと事件」 <a href="#">平成11年12月14日 東京高平成11年(行ケ)第274号</a>
—	商標法第3条第1項についての適用判断の基準時を「査定又は審決時」と解するのが相当であるとした事例 <a href="#">平成12年8月29日 東京高平成12年(行ケ)第24号</a>
UROBAG ウロバッグ	商標法第3条の登録要件の認定判断は、審決時査定時における取引の実情等を勘案して行われるべきであり、過去の登録例には左右されないとされた事例 <a href="#">平成6年10月20日 東京高平成6年(行ケ)第35号</a>
HELVETICA	本願商標が登録されるべきであるかどうかは、専ら、審決時において、我が国において本願商標が活字等の取引者又は需要者においてどのような意味を有するものとして認識され用いられていたかによって判断されるべきであるとされた事例 <a href="#">平成13年7月18日 東京高平成12年(行ケ)427号</a>

### 第3条第1項柱書

—	未完成の発明について特許法第29条第1項柱書きで拒絶することを是認した事例 <a href="#">昭和52年10月13日 最高裁昭和49年（行ツ）第107号</a>
 EUROPEAN TRAVELLERS CHEQUE	銀行業を業務とする者は、出願された商標を商標法第3条第1項柱書きの「自己の業務に係る商品について使用」をするとは認められないとされた事例 <a href="#">平成元年12月21日 昭和57年審判第25974号</a>

第3条第1項第1号

	<p>図形化された文字が特異な字体とは認められないとして、特別顕著性がないとされた事例  <a href="#">昭和30年9月27日 東京高昭和29年(行ナ)第35号</a></p>
<p>ナイトライト</p>	<p>「ナイトライト」は、保安等の目的で自動的に、また手動により宵に点燈され、終夜継続的に点燈された状態にある照明器具の普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和40年4月28日 昭和37年審判308号</a></p>
	<p>「almond」は、アーモンドの普通名称とされた事例  <a href="#">昭和45年6月9日 昭和43年審判第4256号</a></p>
	<p>「雷おこし」は、おこしの普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和45年7月22日 東京高昭和41年(行ケ)第24号</a></p>
<p>チ克蘭 CYCLAN</p>	<p>「チ克蘭・CYCLAN」は、「CYCLOPARAFFIN シクロパラフィン」と同義語で化学品の名称であるとされた事例  <a href="#">昭和45年8月1日 昭和42年審判第4000号</a></p>
<p>セイロガン 正露丸</p>	<p>「セイロガン・正露丸」は、「クレオソートを主剤とする丸薬」の普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和46年9月3日 東京高昭和35年(行ナ)第32号</a></p>
<p>HYDROVANE</p>	<p>「HYDROVANE」は、飛行艇、潜水艇の水中舵の普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和50年2月28日 昭和39年審判第1760号</a></p>
<p>DOOREDGE</p>	<p>「DOOREDGE」は、プラスチック又はステンレスで造られた自動車のドア縁の破損防止と装飾性を兼ねた自動車のボデー用品の普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和51年8月16日 昭和49年審判第6431号</a></p>
<p>ヨークレシチン</p>	<p>「ヨークレシチン」は、卵黄レシチンないし卵黄から抽出したレシチンの普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和52年4月8日 昭和41年審判第2830号</a></p>
<p>KLAXON</p>	<p>「KLAXON」は、自動車電気警笛の普通名称であるとされた事例  <a href="#">昭和52年6月30日 昭和50年審判第4924号</a></p>

KIWI	「KIWI」は、マタタビ科のつる性落葉果樹の普通名称であるとされた事例 <a href="#">昭和 54 年 5 月 8 日 昭和 53 年審判第 12275 号</a>
LIGHTWATER	「LIGHTWATER」は、軽水の普通名称であるとされた事例 <a href="#">昭和 54 年 12 月 4 日 昭和 49 年審判第 467 号</a>
ボアスコープ	「ボアスコープ」は、鏡やプリズムを使った直管状の望遠鏡の普通名称であるとされた事例 <a href="#">昭和 56 年 4 月 21 日 昭和 48 年審判第 7955 号</a>
サニーレタス	「サニーレタス」は、レタスの普通名称であるとされた事例 <a href="#">昭和 60 年 8 月 6 日 昭和 57 年審判第 2936 号</a>
<b>ドロコン</b>	「ドロコン」は、壁土等の普通名称であるとされた事例 <a href="#">平成 2 年 11 月 30 日 名古屋地昭和 61 年 (ワ) 第 1394 号</a>
<b>FLOORTOM</b> フロアタム	「FLOORTOM・フロアタム」は、楽器・ドラムの一種類の普通名称であるとされた事例 <a href="#">平成 3 年 6 月 20 日 東京高平成 2 年 (行ケ) 第 150 号</a>
ポケットベル	「ポケットベル」は、「無線呼出用携帯受信機」の普通名称であるとされた事例 <a href="#">平成 6 年 11 月 17 日 昭和 62 年審判第 15567 号</a>
ポケベル	「ポケベル」は、「無線呼出用携帯受信機」の普通名称の略称であるとされた事例 <a href="#">平成 6 年 11 月 17 日 昭和 62 年審判第 15568 号</a>
<b>しろくま</b>	「しろくま」は、かき氷の普通名称であるとされた事例 <a href="#">平成 11 年 3 月 25 日 大阪地平成 8 年 (ワ) 第 12855 号</a>
トンボ	「トンボ」は、カツオ・マグロ釣り用等の釣り針の普通名称であるとされた事例 <a href="#">平成 11 年 4 月 20 日 東京高平成 10 年 (行ケ) 第 209 号</a>
さんぴん茶	「さんぴん茶」は、主としてジャスミンの葉又は花と緑茶をブレンドした茶の普通名称であるとされた事例 <a href="#">平成 12 年 3 月 13 日 平成 11 年異議第 91037 号</a>

<p>タヒボ</p>	<p>一部の地域あるいは一時期において俗称・通称として用いられていたにすぎないものでも、その後特定の商品等を示す一般名称として広く通用するに至ったものは普通名称というに十分であるとされた事例  <a href="#">平成 11 年 10 月 14 日 大阪高平成 11 年（ネ）第 473 号</a></p>
<p><b>SAC</b></p>	<p>本件商標「SAC」は「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称であるとして、商標法第 3 条第 1 項第 1 号に該当するとされた事例  <a href="#">平成 14 年 1 月 30 日 東京高平成 13 年（行ケ）第 249 号</a></p>



第3条第1項第2号

	<p>慣用商標とは、ある商標が、同種類の商品に関して、同業者間に普通に使われるに至った結果、自他商品の識別力を失ってしまったものをいうと解する</p> <p><a href="#">昭和47年1月31日 東京地昭和44年（ワ）第13261号</a></p>
<p>(オランダ船の 図)</p>	<p>商品「カステラ」</p> <p><a href="#">昭和11年4月15日 昭和10年審判第299号</a></p>
<p>甘栗太郎</p>	<p>商品「甘栗」</p> <p><a href="#">昭和32年8月23日 昭和30年抗告審判第1283号</a></p>
<p>羽二重</p>	<p>商品「餅菓子」</p> <p><a href="#">昭和31年7月14日 東京高昭和30年行（ナ）第48号</a></p>
<p>(日光東照宮の 神橋の図)</p>	<p>商品「菓子」</p> <p><a href="#">昭和36年6月5日 昭和32年抗告審判第1975号</a></p>
	<p>商品「清酒」</p> <p><a href="#">昭和36年6月27日 東京高昭和32年行（ナ）第63号</a></p>
<p>かきやま</p>	<p>商品「あられ」</p> <p><a href="#">昭和37年4月5日 昭和35年審判第548号</a></p>
<p>純正純正部品 純正パーツ genuine</p>	<p>商品「自動車の部品、付属品」</p> <p><a href="#">昭和51年7月19日 東京地昭和48年（ワ）第7693号</a></p>
<p>ちんすこう</p>	<p>商品「砂糖、ラード、小麦粉をこね合わせて木型で抜きとり、焼き上げた菓子」</p> <p><a href="#">平成元年9月21日 昭和52年審判第11462号</a></p>

ケロリン	商品「歯痛・頭痛薬」 <a href="#">昭和42年10月16日 東京地昭和41年（ワ）第269号</a>
走井餅 走り餅	商品「餅」 <a href="#">昭和45年10月20日 昭和39年審判第5529号・同5530号</a>
走井餅 走り餅	商品「餅」 <a href="#">昭和46年12月21日 大阪高昭和42年（ネ）第1593号</a>
火水之心 日之心 新明国上	「火水之心・日之心 新明国上火水之心及び日之心の文字は上下二段に表されている。）」 商品「印刷物等」 <a href="#">昭和49年8月26日 昭和43年審判第7217号</a>
	商品「大黒花芸豆を原料とする煮豆」 <a href="#">平成11年6月24日 東京高平成10年（行ケ）第386号</a>



第3条第1項第3号

	<p>産地、品質表示等2以上の標章よりなるものが第3条第1項第3号に該当するとされた事例  <a href="#">昭和57年6月29日 東京高昭和54年(行ケ)第16号</a></p>
	<p>出願された商標「たらのここうじ漬」は、これを指定商品中の「たらこ麴を主原料とする漬物」に使用した場合は、当該商品の原材料及び加工方法を表示した標章に当たるとされた事例  <a href="#">平成6年11月17日 東京高平成6年(行ケ)85号</a></p>
<p>TOURMALINE SOAP トルマリンソープ</p>	<p>第3類「トルマリンを配合してなるせっけん」について出願された商標「TOURMALINE SOAP・トルマリンソープ」において、商標法第3条第1項第3号の趣旨が、これを特定人に独占させることは適切でないために登録することができないものと解されるとされた事例  <a href="#">平成12年6月13日 東京高平成11年(行ケ)410号</a></p>
<p>負圧燃焼焼却炉</p>	<p>商標「負圧燃焼焼却炉」が造語であるとしても、「負圧を利用して空気燃焼させる焼却炉」の意味合いを有する複合語として認識されるとされた事例  <a href="#">平成12年9月4日 東京高平成12年(行ケ)76号</a></p>
<p>サラシア</p>	<p>本件商標「サラシア」は、サラシアを原料とする茶について使用するときには、単にその商品の品質、原材料を表示するものであるから、無効にすべきであるとした審決が支持された事例  <a href="#">平成14年10月31日 東京高平成13年(行ケ)第574号</a></p>
<p>フラワーセラピー</p>	<p>商標法第3条第1項第3号を適用する時点において、当該表示態様が、商品の品質、用途を表すものとして現実に使用されていることは必ずしも必要でないものと解すべきとした事例  <a href="#">平成13年12月26日 東京高平成13年(行ケ)207</a></p>
<p>うめ 梅</p>	<p>本件商標「うめ／梅」は、特定人による独占使用を認めるのは公益上適当でないとして、商標法3条1項3号が適用された事例  <a href="#">平成17年1月20日 東京高平成16年(行ケ)第189号</a></p>
<p>情報マネジメント</p>	<p>本願商標の採択の経緯・動機・意味づけは、取引者・需要者の窺い知ることのできないものであって、取引者・需要者にとっての、原告の提供する役務の自他識別性を根拠付けるものとするとはできないとされた事例  <a href="#">平成16年7月22日 東京高平成16年(行ケ)第177号</a></p>



<p>再開発 コーディネーター</p>	<p>本願商標「再開発コーディネーター」は、指定役務中「知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催」等に使用しても、単に役務の質（内容）を表示するものとされた事例 <a href="#">平成 17 年 7 月 12 日 知財高平成 17 年（行ケ）第 10350 号</a></p>
	<p>商品血圧計の使用方法を図形をもって表示したにすぎない商標として拒絶された例 商品「第 10 類 血圧計」 <a href="#">昭和 53 年 3 月 27 日 昭和 48 年審判第 6426 号</a></p>
	<p>商品の産地カリフォルニアを図形地図をもって表示したにすぎない商標として拒絶された例 商品「第 17 類 被服等」 <a href="#">平成 5 年 10 月 14 日 昭和 58 年審判第 18261 号</a></p>
<p>アメ横</p>	<p><a href="#">平成 8 年 7 月 5 日 平成 6 年審判第 9345 号</a></p>
<p>銀座ステファニー Ginza STEFANY</p>	<p><a href="#">平成 12 年 1 月 27 日 東京高平成 11 年（行ケ）第 261 号</a></p>
<p>平和台饅頭</p>	<p>「商品の包装等に地域名を冠することは、産地、販売地を表示するものとして、普通に行われ得る性質のものと認められ、自他商品識別の機能を営み得ない」とした事例 <a href="#">昭和 41 年 8 月 25 日 東京高昭和 35 年（行ナ）第 146 号</a></p>
<p>ワイキキ</p>	<p>「地名等は取引に際し必要な表示であるから特定人による独占使用は公益上適当でなく、一般的に使用されるものであるから自他商品識別力を欠く」とした事例 <a href="#">昭和 54 年 4 月 10 日 最高裁昭和 53 年（行ツ）第 129 号</a> 原審 昭和 53 年 6 月 28 日 東京高昭和 52 年（行ケ）第 184 号</p>
<p>GEORGIA</p>	<p>「産地又は販売地には、必ずしも当該商標の表示する土地において指定商品が現実に生産又は販売されていない場合であっても、何らかの産又は販売されているであろうと一般に認識される地名も含理由により指定商品が当該商標の表示する土地において生まれる」とした事例 「GEORGIA」第 29 類コーヒー等 <a href="#">昭和 61 年 1 月 23 日 最高裁昭和 60 年（行ツ）第 68 号</a></p>

インテリアショップ	<p>「販売地」は、厳密に地域、土地の表示に限定されるものではなく、例えば、著名な公共建造物等の名称などもこれに含まれると解されると共に、当該指定商品が販売されているであろうと一般に認識されているような場所、店舗等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標も、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ず、特定人による独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるから、「販売地」に準じて商標登録が許されないとされた事例</p> <p><a href="#">平成 17 年 1 月 26 日 東京高平成 16 年（行ケ）第 369 号</a></p>
瀬戸大橋 せとおおはし	<p>「公共建造物の名称は産地、販売地に準ずるものというべきである」とされた事例</p> <p><a href="#">昭和 63 年 5 月 23 日 高松地観音寺支部昭和 62 年（ヨ）第 29 号</a></p>
	<p>瀬戸大橋を表したと認められる本件商標からは、瀬戸大橋周辺の地域で生産又は販売されている商品であることを認識させるとされた事例</p> <p><a href="#">平成 8 年 6 月 24 日 岡山地平成 6 年（ワ）第 639 号</a></p>
阿寒湖	<p>第 43 類菓子等</p> <p><a href="#">昭和 31 年 11 月 26 日 昭和 29 年抗告審判第 1468 号</a></p>
琵琶湖	<p>第 43 類菓子等</p> <p><a href="#">昭和 32 年 12 月 18 日 昭和 31 年抗告審判第 400 号</a></p>
ハリウッド	<p>第 16 類織物等</p> <p><a href="#">昭和 40 年 4 月 12 日 昭和 38 年審判第 5176 号</a></p>
ケルン	<p>第 10 類理化学機械器具等</p> <p><a href="#">昭和 39 年 5 月 12 日 昭和 37 年審判第 2074 号</a></p>
KERUN	<p>第 10 類理化学機械器具等</p> <p><a href="#">昭和 39 年 5 月 12 日 昭和 37 年審判第 2077 号</a></p>
ケンタッキー	<p>第 30 類菓子等</p> <p><a href="#">昭和 39 年 7 月 9 日 昭和 37 年審判第 1636 号</a></p>
伊豆	<p>第 30 類菓子等</p> <p><a href="#">昭和 39 年 9 月 29 日 昭和 38 年審判第 2519 号</a></p>

トーキョー	第 29 類茶等 <a href="#">昭和 39 年 11 月 21 日 昭和 38 年審判第 5836 号</a>
波佐見	第 19 類台所用品等 <a href="#">昭和 40 年 8 月 11 日 昭和 38 年審判第 1530 号</a>
ダイセン 大山	第 30 類菓子等 <a href="#">昭和 42 年 1 月 11 日 昭和 41 年審判第 1552 号</a>
ホノルル	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 42 年 10 月 26 日 昭和 39 年審判第 2477 号</a>
本場奄美大島	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 43 年 6 月 8 日 昭和 41 年審判第 6576 号</a>
ボルドー	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 44 年 10 月 7 日 昭和 42 年審判第 8275 号</a>
スコッチ SCOTCH	第 1 類化学品等 <a href="#">昭和 44 年 12 月 1 日 昭和 42 年審判第 5047 号</a>
さいたま納豆	第 32 類納豆 <a href="#">昭和 45 年 2 月 20 日 昭和 43 年審判第 2517 号</a>
シンエツ	第 6 類金属等 <a href="#">昭和 45 年 3 月 31 日 昭和 41 年審判第 5503 号</a>
ミネソタ MINNESOTA	第 7 類建築材料等 <a href="#">昭和 45 年 5 月 8 日 昭和 42 年審判第 4565 号</a>
シャンジェリーゼ	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 45 年 10 月 30 日 昭和 43 年審判第 9256 号</a>
MEXICO	第 30 類菓子等 <a href="#">昭和 46 年 6 月 24 日 昭和 43 年審判第 2525 号</a>

有明漬	第 32 類粕漬け肉等 <a href="#">昭和 47 年 4 月 18 日 東京高昭和 45 年（行ケ）第 122 号</a>
ショウナン	第 50 類ちり紙等 <a href="#">昭和 47 年 12 月 1 日 昭和 44 年抗告審判第 13 号</a>
岐阜牛乳 GIFUMILK	第 31 類乳製品等 <a href="#">昭和 47 年 12 月 26 日 昭和 45 年審判第 10758 号</a>
ルアン	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 48 年 5 月 10 日 昭和 45 年審判第 9024 号</a>
げい洲	第 32 類食用水産物等 <a href="#">昭和 49 年 8 月 15 日 昭和 45 年審判第 5385 号</a>
KOBE	第 11 類蓄電池等 <a href="#">昭和 49 年 9 月 10 日 昭和 47 年審判第 4883 号</a>
犬山焼	第 30 類菓子等 <a href="#">昭和 49 年 11 月 26 日 昭和 46 年審判第 2418 号</a>
ワイキキ	第 4 類化粧品等 <a href="#">昭和 53 年 6 月 28 日 東京高昭和 52 年（行ケ）第 184 号</a>
サ 屋	第 32 類食肉等 <a href="#">昭和 54 年 1 月 26 日 昭和 49 年審判第 3375 号</a>
VENETO ベネト	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 60 年 9 月 10 日 昭和 55 年審判第 6251 号</a>
ミシガン	第 22 類はき物等 <a href="#">昭和 62 年 12 月 3 日 昭和 56 年審判第 9390 号</a>
ミシガンシュー	第 22 類はき物等 <a href="#">昭和 62 年 12 月 3 日 昭和 56 年審判第 9391 号</a>

PICCADILLY	第 17 類被服等 <a href="#">昭和 63 年 1 月 14 日 昭和 60 年審判第 2287 号</a>
備讃瀬戸大橋	第 30 類菓子 <a href="#">平成 2 年 11 月 29 日 昭和 58 年審判第 12969 号</a>
備前	第 28 類ぶどう酒 <a href="#">平成 3 年 3 月 14 日 昭和 62 年審判第 5584 号</a>
信濃の国	第 32 類そばめん等 <a href="#">平成 3 年 5 月 30 日 昭和 58 年審判第 16466 号</a>
EVIAN	第 29 類清涼飲料等 <a href="#">平成 6 年 5 月 12 日 昭和 59 年審判第 21870 号</a>
	第 17 類被服等 <a href="#">平成 4 年 3 月 19 日 昭和 59 年審判第 8837 号</a>
ヴェルサイユ	第 19 類台所用品等 <a href="#">平成 4 年 3 月 27 日 昭和 58 年審判第 16457 号</a>
BALI	第 28 類日本酒 <a href="#">平成 4 年 4 月 30 日 昭和 60 年審判第 21328 号</a>
妻籠 妻籠宿	第 30 類菓子等 <a href="#">平成 4 年 7 月 9 日 昭和 60 年審判第 20967 号</a>
オラン ORAN	第 29 類茶等 <a href="#">平成 4 年 8 月 5 日 平成 2 年審判第 13699 号</a>
JAVA	第 27 類紙巻たばこ等 <a href="#">平成 4 年 8 月 27 日 昭和 63 年審判第 5857 号</a>
バクダッド	第 19 類台所用品等 <a href="#">平成 4 年 8 月 27 日 昭和 63 年審判第 10653 号</a>

	第 14 類原料繊維 <a href="#">平成 6 年 6 月 10 日 平成 2 年審判第 5175 号</a>
EUROPE	第 12 類自動車用タイヤ等 <a href="#">平成 5 年 9 月 30 日 昭和 60 年審判第 21648 号</a>
飴屋横丁	第 30 類菓子等 <a href="#">平成 6 年 7 月 27 日 平成 3 年審判第 23465 号</a>
やんばる 山原	第 28 類酒類 <a href="#">平成 9 年 11 月 11 日 東京高平成 9 年（行ケ）第 71 号</a>
サークライン	「サークライン」は、指定商品「環状蛍光灯」の形状を暗示しているとはいえても、形状を表示しているとは認められないとされた事例 <a href="#">昭和 42 年 7 月 6 日 東京高昭和 38 年（行ナ）第 55 号</a>
セロテープ	「セロテープ」は、指定商品「セロファン製テープ」を暗示しているとはいえ、単にその品質・形状を表わすに過ぎないものではないとされた事例 <a href="#">昭和 42 年 12 月 21 日 東京高昭和 39 年（行ケ）第 27 号</a>
ハイチーム	「ハイチーム」は、指定商品「酵素又は酵素製剤」の品質、性能をある程度暗示する要素を含むものといえないではないが、常に商品の出所表示力を欠くものとはいえないとされた事例 <a href="#">昭和 46 年 12 月 24 日 東京高昭和 45 年（行ケ）第 61 号</a>
ケミカルアンカー	「ケミカルアンカー」は、極めて漠然とした広範な意味を生ずるものと認められ、指定商品「ゴム製建築専用材料等」の品質表示には該当しないとされた事例 <a href="#">平成 11 年 1 月 27 日 東京高平成 10 年（行ケ）第 109 号</a>
マキツール	「マキツール」は、指定商品「ロールブラインド、ロールスクリーン等の巻き取る機構（構造）を有する商品」について、品質、機構（構造）を認識させるとされた事例 <a href="#">平成 9 年 9 月 18 日 平成元年審判第 2238 号</a>
スベラヌ	「スベラヌ」は、指定商品「滑り止め付き建築又は構築専用材料」について、品質、効能を連想させるとされた事例 <a href="#">昭和 59 年 1 月 30 日 東京高昭和 56 年（行ケ）第 138 号</a>
	出願に係る立体商標は、指定商品「綿棒」の形状を表示するにすぎないとされた事例 <a href="#">平成 11 年 9 月 30 日 平成 10 年審判第 12971 号</a>

	<p>出願に係る立体商標は、指定商品「印刷インキ等」の収納容器の形状を表示するにすぎないとされた事例</p> <p><a href="#">平成 11 年 12 月 10 日 平成 10 年審判第 16582 号</a></p>
	<p>出願に係る立体商標は、指定商品「筆記用具」の形状そのものを認識するにとどまるとされた事例</p> <p><a href="#">平成 12 年 12 月 21 日 東京高平成 11 年（行ケ）第 406 号</a></p>
	<p>出願に係る立体商標は、指定商品「乳酸菌飲料」の収納容器の形状を表したものと認識させるにとどまるとした事例</p> <p><a href="#">平成 13 年 7 月 17 日 東京高平成 12 年（行ケ）第 474 号</a></p>
	<p>出願に係る立体商標は、指定商品「投釣り用天秤」の形状を表したものと認識させるにとどまるとした事例</p> <p><a href="#">平成 13 年 12 月 28 日 東京高平成 13 年（行ケ）第 48 号外</a></p>
	<p>本願商標は、靴等の飾り金具として使用されるときは、指定商品が通常取り得る形状の範囲を超えていないとして、商標法第 3 条第 1 項第 3 号に該当するとされた事例</p> <p><a href="#">平成 14 年 7 月 18 日 東京高平成 13 年（行ケ）第 447 号</a></p>
	<p>本願商標の形状は、指定商品「運動靴、スニーカー」の用途、機能から予測し難いような特異な形態や特別な印象を与える装飾的形態を備えているものとは到底認められず、自他商品識別力を有するものとは認められないとされた事例</p> <p><a href="#">平成 16 年 11 月 29 日 東京高平成 16 年（行ケ）第 216 号</a></p>
<p>The American Automobile</p>	<p>内容を認識させる商標であっても定期刊行物において特別顕著の要件を具備するとされた事例</p> <p><a href="#">昭和 7 年 6 月 16 日 大審院昭和 6 年（オ）2759 号</a></p>
<p>POS</p>	<p>書籍の題号は出所表示機能を有しない態様で表示されているから、題号と同一の文字からなる登録商標の商標権を侵害するものではないとされた事例</p> <p><a href="#">昭和 63 年 9 月 16 日 東京地昭和 62 年（ワ）第 9572 号</a></p>



似たもの一家	<p>不使用取消審判において、書籍の題号は、自他商品の識別標識として機能を果たしているとは認め難いとして、書籍の題号をもって登録商標の使用とは認められないとされた事例</p> <p><a href="#">昭和 63 年 2 月 25 日 昭和 56 年審判第 23411 号</a></p>
<b>美術年鑑</b>	<p>美術年鑑の文字を指定商品「年鑑」に使用したときは、自他商品識別の機能を果たさないとした事例</p> <p><a href="#">昭和 53 年 4 月 12 日 東京高裁昭和 51 年（行ケ）第 84 号</a></p>
夏目漱石小説集	<p>「夏目漱石小説集」等の文字を指定商品「書籍」等について使用するものは、刊行物の内容を表示するものであって、旧商標法第 1 条第 2 項の特別顕著性を有しないとされた事例</p> <p><a href="#">昭和 24 年 10 月 25 日 昭和 23 年抗告審判第 181 号～第 209 号</a></p>

第3条第1項第4号

朝くら	<a href="#">昭和58年12月16日 昭和55年審判第6278号</a>
松むら饅頭	<a href="#">昭和55年4月3日 昭和53年審判第17014号</a>
森田ゴルフ株式会社	「森田ゴルフ株式会社」は、商標法第3条第1項第4号に該当しないとされた事例 <a href="#">平成7年6月13日 東京高平成6年（行ケ）第180号</a>
藤野屋画廊	「藤野屋画廊」は、商標法第3条第1項第4号に該当しないとされた事例 <a href="#">平成11年6月30日 平成10年審判第11283号</a>
チバ	<a href="#">昭和43年3月30日 東京高昭和42年（行ケ）第144号</a>
ARIGAGOLF アリガゴルフ 有賀ゴルフ	第24類ゴルフクラブ等 <a href="#">昭和40年3月3日 昭和38年審判第2146号</a>
品川L.P.ガス	第5類プロパンガス <a href="#">昭和42年7月31日 昭和41年審判第5240号</a>
明石屋	第26類印刷物等 <a href="#">昭和43年4月12日 昭和41年審判第6352号</a>
カガコーギョー	第10類理化学機械器具 <a href="#">昭和43年12月23日 昭和42年審判第8269号</a>
エトーネジ	第13類ねじ <a href="#">昭和47年1月28日 昭和44年審判第6453号</a>
株式会社ミワ	第27類喫煙用具 <a href="#">昭和48年1月8日 昭和44年審判第6802号</a>
シマヤ	第31類みそ <a href="#">昭和48年3月22日 昭和46年審判第166号</a>
Amano Corporation	第9類タイムレコーダー等 <a href="#">昭和51年8月6日 昭和43年審判第9504号</a>

株式会社倉田	第 25 類印刷用紙等 <a href="#">昭和 48 年 8 月 17 日 昭和 43 年審判第 3878 号</a>
井田黑板	第 25 類黑板 <a href="#">昭和 50 年 2 月 17 日 昭和 47 年審判第 2462 号</a>
石波屋	第 22 類はき物 <a href="#">昭和 50 年 8 月 25 日 昭和 47 年審判第 9419 号</a>
福島製作所 FUKUSHIMA LTD.	第 12 類輸送機械器具等 <a href="#">昭和 52 年 10 月 19 日 昭和 50 年審判第 7860 号</a>
鈴屋	第 24 類娯楽用具等 <a href="#">昭和 54 年 7 月 5 日 昭和 52 年審判第 17342 号</a>
株式会社サトー	第 25 類紙類等 <a href="#">昭和 54 年 9 月 25 日 昭和 53 年審判第 13300 号</a>
西沢スキー	第 24 類スキー用具 <a href="#">昭和 54 年 9 月 20 日 昭和 48 年審判第 5447 号</a>

第3条第1項第5号

	<a href="#">昭和49年6月29日 昭和47年審判第4042号</a>
卍	<a href="#">平成12年5月16日 平成11年審判第15145号</a>
オーオー	第12類輸送機械器具等 <a href="#">昭和42年9月27日 昭和40年審判第4211号</a>
NS式スリッター	第9類スリッター <a href="#">昭和41年10月7日 昭和40年審判第1382号</a>
SR・エスアール	第1類化学品等 <a href="#">昭和43年7月6日 昭和39年審判第4830号</a>
エフゴ・F5	第1類化学品等 <a href="#">昭和43年8月21日 昭和41年審判第9190号</a>
WA-7	第16類ポリエステル繊維よりなる織物等 <a href="#">昭和45年2月26日 東京高昭和41年(行ケ)第112号</a>
AA	第1類化学品 <a href="#">昭和45年5月23日 昭和42年審判第729号</a>
V05 ブイオーフワイブ	第1類化学品等 <a href="#">昭和49年6月26日 東京高昭和48年(行ケ)第132号</a>
NP エヌピー	第10類理化学機械器具等 <a href="#">昭和53年8月17日 昭和51年審判第456号</a>
T4 ティーフォー	第9類産業機械器具等 <a href="#">昭和54年6月25日 昭和53年審判第100号</a>
エーケー	第17類寝具類 <a href="#">昭和57年2月3日 昭和55年審判第10173号</a>
ピーシー	第10類写真材料等 <a href="#">昭和54年2月8日 昭和51年審判第575号</a>
エッチピー19 H.P.19	第4類セッティングローション等 <a href="#">昭和58年1月5日 昭和54年審判第1235号</a>

ビーピー	第1類化学品等 <a href="#">昭和57年6月9日 昭和54年審判第11169号</a>
エスデーファイブ	第9類圧縮機 <a href="#">昭和57年7月1日 昭和55年審判第10440号</a>
TK35 ティーケースリーファイブ	第1類化学品等 <a href="#">昭和58年7月8日 昭和55年審判第21797号</a>
アイエム	第7類換気匣等 <a href="#">昭和58年7月22日 昭和55年審判第1380号</a>
L-I-P	第6類 車体部品に用いられる高張力鋼板・その他の鋼板, その 他の鉄及び鋼 <a href="#">平成18年1月30日 知財高(行ケ)第10631号</a>
200	第31類調味料等 <a href="#">昭和41年5月2日 昭和39年審判第4120号</a>
バター200	第31類バター <a href="#">昭和41年5月2日 昭和39年審判第4121号</a>
エイティーン	第20類家具等 <a href="#">昭和47年1月18日 昭和45年審判第2381号</a>
45	第31類粉末あめ <a href="#">昭和48年1月12日 昭和45年審判第10760号</a>
555	第9類産業機械器具等 <a href="#">平成4年9月10日 昭和63年審判第4967号</a>
シックスティーン	第20類家具等 <a href="#">昭和48年6月15日 昭和45年審判第2380号</a>
	第13類管及びホースの曲げ用工具等 <a href="#">昭和40年1月29日 昭和38年審判第4455号</a>

	<p>第 26 類教材用逐次刊行物  <a href="#">昭和 39 年 3 月 16 日 昭和 37 年審判第 2232 号</a></p>
	<p>第 7 類建築または構築専用材料等  <a href="#">昭和 42 年 8 月 4 日 昭和 41 年審判第 2202 号</a></p>
	<p>第 32 類野菜等  <a href="#">昭和 44 年 8 月 29 日 昭和 42 年審判第 7055 号</a></p>
	<p>第 24 類体操用具等  <a href="#">昭和 45 年 4 月 21 日 昭和 43 年審判第 5054 号</a></p>
	<p>第 25 類紙類  <a href="#">昭和 46 年 1 月 26 日 昭和 44 年審判第 2383 号</a></p>
	<p>第 24 類玩具等  <a href="#">昭和 50 年 9 月 16 日 東京高昭和 50 年（行ケ）第 33 号</a></p>

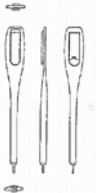

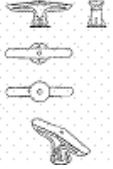

第3条第1項第6号--

	<p><a href="#">昭和39年5月22日 昭和37年審判第3298号</a></p>
	<p><a href="#">昭和54年12月24日 昭和41年審判第7051号</a></p>
	<p><a href="#">昭和43年9月26日 昭和41年審判第8441号</a></p>
	<p><a href="#">昭和55年9月18日 東京高昭和53年(行ケ)第112号</a></p>
	<p><a href="#">平成12年1月18日 東京高平成11年(行ケ)第156号</a></p>
<p>BECAUSE YOU LOVE NICE THINGS</p>	<p>第16類織物等 <a href="#">昭和44年1月13日 昭和40年審判第7720号</a></p>
<p>たっぷりカリフォルニア太陽の味</p>	<p>第32類食肉等 <a href="#">昭和50年10月27日 昭和47年審判第381号</a></p>
<p>明石・鳴門のかけ橋にあすの日本の夢がある</p>	<p>第17類被服等 <a href="#">昭和55年1月9日 昭和42年審判第7394号</a></p>
<p>緑をおくる山口のお茶</p>	<p>第29類緑茶 <a href="#">昭和55年1月31日 昭和53年審判第1272号</a></p>
<p>さわやかさをお届けします</p>	<p>第40類布地又は被服の加工処理 <a href="#">平成9年3月24日 平成6年審判第9670号</a></p>
<p>BEAUTY IS IN THE CUTTING</p>	<p>第21類ダイヤモンド等 <a href="#">平成4年11月26日 昭和55年審判第10170号</a></p>

環境衛生をシステムで考える	第 40 類布地又は被服の加工処理 <a href="#">平成 9 年 3 月 24 日 平成 6 年審判第 9669 号</a>
パールブリッジを渡ってきました	第 30 類菓子等 <a href="#">平成 12 年 1 月 6 日 平成 11 年審判第 13577 号</a>
習う楽しさ教える喜び	第 41 類技芸、スポーツ又は知識の教授 <a href="#">平成 13 年 6 月 28 日 東京高平成 13 年（行ケ）第 45 号</a>
マックスはあなたの手！	第 13 類手動工具 <a href="#">昭和 50 年 6 月 17 日 昭和 48 年審判第 3169 号</a>
グラム	織物編物などの布地について使用する「グラム」という商標は特別顕著性なしということとはできないとした事例 <a href="#">昭和 44 年 2 月 25 日 東京高昭和 39 年（行ケ）第 74 号</a>
へいせいへい せい平成 HEISEI	「へいせい」「へいせい」「平成」「HEISEI」の文字を表した商標について 商標法第 3 条第 1 項第 6 号を適用した事例 <a href="#">平成 6 年 11 月 29 日 平成 2 年審判第 17637 号</a>



第3条第2項

<p>—</p>	<p>商標法第3条2項により商標登録を受けることができるのは、商標が特定の商品につき同項所定の要件を充足するに至った場合、その特定の商品指定商品とするときに限るものとされた事例  <a href="#">昭和59年9月26日 東京高昭和58年(行ケ)第156号</a></p>
<p>吉向焼</p>	<p>出願された商標と、使用に係る商標とが相違するとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例  <a href="#">昭和60年4月25日 東京高昭和59年(行ケ)第97号</a></p>
<p>純</p>	<p>他の文字等と結合して一体として使用されてきたものというべきであり、出願商標の文字のみで独立して使用されてきたということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例            平成4年12月24日 東京高平成4年(行ケ)第61号  <a href="#">上告審 平成6年2月8日 最高裁平成5年(行ツ)第65号</a></p>
	<p>立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものというとはできないとして、商標法第3条2項の適用が認められなかった事例  <a href="#">平成12年12月21日 東京高平成11年(行ケ)第406号</a></p>
	<p>立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものというとはできないとして、商標法第3条2項の適用が認められなかった事例  <a href="#">平成13年7月17日 東京高平成12年(行ケ)第474号</a></p>
	<p>特許権による独占が認められていた商品の形状について、使用により自他識別力を取得したと認めることはできないとされた事例  <a href="#">平成13年11月27日 東京高平成13年(行ケ)第4号</a></p>
<p>ダイジェステイブ</p>	<p>指定商品中に使用に係る商品以外のものが含まれていたため、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例  <a href="#">平成3年1月29日 東京高平成2年(行ケ)第103号</a></p>
	<p>本件商標については、日本全国において出願人以外の使用例が認められるとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例  <a href="#">平成14年12月26日 東京高平成14年(行ケ)第279号</a></p>

	<p>使用に係る本件ウイスキー瓶は、平面標章部分の自他商品識別力が著しく強かったことから、本願立体商標とは同一性を有しないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例</p> <p><a href="#">平成15年8月29日 東京高平成14年(行ケ)第581号</a></p>
<p><b>角瓶</b></p>	<p>本願商標と使用商標とが同一と認定されて、使用による識別力の取得が認められた事例</p> <p><a href="#">平成14年1月30日 東京高平成13年(行ケ)第265号</a></p>
<p>TOKYOROPE 東京ロープ</p>	<p>第35類ロープ等</p> <p><a href="#">昭和42年10月31日 東京高昭和37年(行ナ)第4号</a></p>
<p>ミルクドーナツ</p>	<p>第30類ドーナツ</p> <p><a href="#">昭和49年9月17日 東京高昭和47年(行ケ)第68号</a></p>
<p>アモンド</p>	<p>第30類洋菓子</p> <p><a href="#">昭和59年2月28日 東京高昭和57年(行ケ)第147号</a></p>
<p>美術年鑑</p>	<p>第26類年鑑</p> <p><a href="#">昭和53年4月12日 東京高昭和51年(行ケ)第84号</a></p>
<p>ジュシー</p>	<p>第29類果実飲料</p> <p><a href="#">昭和59年10月31日 東京高昭和57年(行ケ)第213号</a></p>
<p>鹿茸精</p>	<p>出願された商標がその使用期間が短いことなどから使用による識別性を備えていたものとは認め難いとされた事例</p> <p><a href="#">昭和50年11月18日 昭和49年(行ケ)第32号</a></p>
<p>TOURMALINE SOAP トルマリンソープ</p>	<p>広告等の表現が品質等を表示したものと認識されるとして商標法第3条第2項が認められなかった事例</p> <p><a href="#">平成12年6月13日 東京高平成11年(行ケ)410号</a></p>

MINNESOTA	出願された商標と使用に係る商標の一部が相違する上に、指定商品は使用に係る商品以外の商品も含むから商標法第3条第2項の適用は認められず、証人尋問の必要も認められないとされた事例 <a href="#">昭和62年11月24日 昭和56年審判第7686号</a>
三井ハンガーボード	使用事実が客観的に把握できない証明書によっては、使用による識別力を有するに至ったとは認められないとされた事例 <a href="#">昭和63年10月27日 昭和56年審判第8843号</a>
	出願された商標について、一部地域で原告商標として知られているとしても、他の地域で原告以外の多数の使用により商標法第3条第2項が認められなかった事例 <a href="#">平成10年11月26日 東京高平成10年(行ケ)第74号</a>
	出願された商標は、原告以外にも多数使用されているとして、使用による識別力が否定された事例 <a href="#">平成12年4月13日 東京高平成11年(行ケ)第101号</a>
	商品の形状のみからなる立体商標について、その使用により自他商品の識別力を獲得するに至っているとは認め難いとされた事例 <a href="#">平成12年6月19日 平成10年審判第16591号</a>
プロ仕様	「プロ仕様」の文字が、使用による識別性を獲得していないとされた事例 <a href="#">平成15年4月22日 東京高平成14年(行ケ)第335号</a>
	ひよ子の立体商標は、未だ全国的な周知性を獲得するに至っておらず、使用による識別性を獲得していたものと認められなかった事例 <a href="#">平成18年11月29日 知財高平成17年(行ケ)第10673号</a>
	懐中電灯の立体形状からなる商標が使用により自他商品識別機能を備えるに至っていると判断された事例 <a href="#">平成19年6月27日 知財高平成18年(行ケ)第10555号</a>
	リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品と区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当とされた事例 <a href="#">平成20年5月29日 知財高平成19年(行ケ)第10215号</a>

第4条第1項第1号



出願された商標が菊花紋章と類似するとして拒絶された事例  
([昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年\(行ケ\)第 211 号](#))

第4条第1項第2号、第3号及び第5号

	<a href="#">昭和54年11月8日 昭和53年審判第2883号</a>
EUREKA	<a href="#">平成11年6月18日 平成7年審判第8941号</a>
ユーリカ	<a href="#">平成11年6月18日 平成7年審判第8944号</a>

第4条第1項第6号

全国消費者団体連合会	<a href="#">昭和52年9月30日 昭和48年審判第2453号</a>
	大船渡市の紋章と類似の商標 <a href="#">昭和56年1月23日 昭和52年審判第4291号</a>
Junior Original Concert・ J. O. C	<a href="#">昭和56年2月5日 昭和54年審判第9109号</a>
五輪	<a href="#">昭和63年2月25日 昭和58年審判第23669号</a>
	笠岡市の市章と類似の商標 <a href="#">平成6年6月30日 昭和62年審判第17474号</a>
	日南市の市章と類似の商標 <a href="#">平成6年9月7日 平成2年審判第11477号</a>
万博・ばんぱく・BANP AKU	<a href="#">昭和48年12月3日 昭和44年審判第9193号</a>
	<a href="#">昭和52年11月4日 昭和51年審判第7447号</a>
	<a href="#">平成10年11月27日 平成9年審判第15155号</a>

第4条第1項第7号

BOY SCOUT	<a href="#">昭和27年10月10日 東京高昭和26年(行ナ)第29号</a>
ごまの蠅	<a href="#">昭和31年10月9日 昭和29年抗告審判第825号</a>
Old Smuggler	<a href="#">昭和32年4月10日 昭和30年抗告審判第15号</a>
新侯爵	<a href="#">平成3年6月6日 昭和59年審判第9862号</a>
昭和大仏	<a href="#">平成4年3月5日 昭和60年審判第18883号</a>
みなとみらい 港未来 21	<a href="#">平成6年9月28日 昭和61年審判第8652号</a>
特許管理士会	<a href="#">平成11年4月21日 東京高平成10年(行ケ)第299号</a>
ほろはた 母衣旗	<a href="#">平成11年11月29日 東京高平成10年(行ケ)第18号</a>
企業市民白書	<a href="#">平成12年5月8日 東京高平成11年(行ケ)第394号</a>
カーネギー・ スペシャル・ CARNEGIE SPECIAL	<a href="#">平成14年8月29日 東京高平成13年(行ケ)第529号</a>
野外科学K J 法	<a href="#">平成14年7月16日 東京高平成14年(行ケ)第94号</a>
Shock Wave・ ショックウェ イブ	<a href="#">平成16年4月27日 東京高平成15年(行ケ)第492号</a>
福祉大臣	<a href="#">平成16年11月25日 東京高平成16年(行ケ)第197号</a>
建設大臣	<a href="#">平成16年11月25日 東京高平成16年(行ケ)第196号</a>
Buddha・仏陀	<a href="#">平成18年11月27日 不服2004-24437</a>

COMEX	<a href="#">平成 17 年 1 月 31 日 東京高平成 16 年(行ケ)第 219 号</a>
Kranzle	<a href="#">平成 18 年 1 月 26 日 知財高平成 17 年 (行ケ) 第 10668 号</a>
トトロ	<a href="#">平成 13 年 10 月 5 日 無効 2000-35537 号</a>
梅露庵・うめ つゆ	<a href="#">平成 16 年 9 月 7 日 無効 2002-21090 号</a>
がんばれニッ ポン	<a href="#">平成 16 年 7 月 20 日 無効 2003-35347 号</a>
Picasso World	<a href="#">平成 16 年 12 月 1 日 異議 2003-90522 号</a>
福沢諭吉	<a href="#">平成 17 年 5 月 31 日 無効 2004-89021 号</a>
野口英世	<a href="#">平成 18 年 5 月 30 日 不服 2003-18577 号</a>
KYOKUSHIN	<a href="#">平成 18 年 12 月 26 日 知財高平成 17 年 (行ケ) 第 10032 号</a>
STOWAWAY	<a href="#">昭和 32 年 12 月 25 日 昭和 30 年抗告審判第 161 号</a>
聖母マリア像 (図)マリア・ MARIA	<a href="#">昭和 34 年 2 月 6 日 昭和 32 年抗告審判第 806 号</a>
日本革命菊旗 同志会	<a href="#">昭和 35 年 9 月 9 日 昭和 30 年抗告審判第 513 号</a>
Elizabeth・エ リザベス	<a href="#">昭和 35 年 11 月 4 日 昭和 29 年抗告審判第 257 号</a>
Her Majesty	<a href="#">昭和 37 年 9 月 28 日 昭和 36 年抗告審判第 1475 号</a>
ALUCHUWISKY	<a href="#">昭和 50 年 7 月 15 日 昭和 42 年審判第 7104 号</a>
HORTILUX	<a href="#">平成 16 年 12 月 21 日 東京高 平成 16 年(行ケ)第 7 号</a>



インディアン モーターサイ クル	<a href="#">平成 16 年 12 月 8 日 東京高平成 16 年 (行ケ) 第 108 号</a>
ジェロビター ル・GEROVITAL	<a href="#">平成 17 年 6 月 30 日 知財高平成 17 年 (行ケ) 第 10324 号</a>
ハイパーホテ ル	<a href="#">平成 14 年 5 月 8 日 東京高平成 14 年 (行ケ) 第 616 号</a>
はれっくす	<a href="#">平成 15 年 3 月 20 日 東京高平成 14 年 (行ケ) 第 403 号</a>
特許理工学博 士	<a href="#">昭和 56 年 8 月 25 日 東京高昭和 55 年 (行ケ) 第 95 号</a>
特許建築学博 士	<a href="#">昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年 (行ケ) 第 96 号外</a>
特許学士	<a href="#">昭和 55 月 3 日 26 日 昭和 43 年 審判 第 3534 号</a>
特許管理士	<a href="#">平成 11 年 11 月 30 日 東京高平成 10 年 (行ケ) 第 289 号</a>
PATENT UNIVERSITY	<a href="#">昭和 56 年 8 月 25 日 東京高昭和 55 年 (行ケ) 第 181 号</a>
特許大学	<a href="#">昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年 (行ケ) 第 213 号</a>
アパート経営 大学	<a href="#">平成 3 年 8 月 1 日 昭和 57 年 審判 第 21822 号</a>
京都きもの大 学	<a href="#">平成 6 年 12 月 8 日 昭和 62 年 審判 第 15629 号</a>
株式会社特許 大学	<a href="#">昭和 55 年 1 月 18 日 昭和 43 年 審判 第 3536 号</a>
昭産株式会社	(出願人：昭和産業株式会社) <a href="#">昭和 45 年 12 月 10 日 昭和 42 年 審判 第 1157 号</a>
日本印章株式 会社	<a href="#">昭和 63 年 6 月 30 日 昭和 57 年 審判 7402 号</a>

POPEYE(図)	<a href="#">平成7年1月24日 昭和58年審判第19123号</a>
征露丸	<a href="#">大正15年6月28日 大審院大正15年(オ)第193号</a>
LILLYWHITES	<a href="#">平成4年4月9日 昭和58年審判第3232号</a>
ホワイトハウス	<a href="#">平成3年6月13日 昭和60年審判第2315号</a>
F-B-I	<a href="#">平成4年3月12日 昭和61年審判第2177号</a>
ダリ D A R I	故人の著名な略称と類似する商標が国際信義に反する等の理由から、商標法4条1項7号に該当するとされた事例 <a href="#">平成14年7月30日 東京高平成13年(行ケ)第443号</a>
MARILYN MONROE	<a href="#">平成4年8月27日 平成元年審判第5642号</a>
ピカソ・ PICASO	<a href="#">平成12年1月6日 平成8年審判第16404号</a>
MARC CHAGALL	<a href="#">平成4年5月14日 昭和62年審判第15651号</a>
ドゥーセラ ム・DUCERAM	<a href="#">平成11年12月22日 東京高平成10年(行ケ)第185号</a>
Anne of Green Gables	<a href="#">平成18年9月20日 知財高平成17年(行ケ)第10349号</a>
日本宝石銀 行・JAPAN JEWELRY BANK	<a href="#">平成元年3月9日 昭和56年審判第3922号</a>
株式会社銀装	<a href="#">昭和49年6月28日 昭和46年審判第6878号</a>
KMI・KOSUKE MATSUKATA (IN DUSTRIES) LTD ・松方興産株 式会社	(出願人：松方興産株式会社) <a href="#">昭和52年12月15日 東京高昭和52年(行ケ)第44号</a>

東芝製鋼株式会社	(出願人：東伸製鋼株式会社の旧商号) <a href="#">昭和 53 年 1 月 27 日 昭和 52 年審判第 3948 号</a>
JUVENTUS	<a href="#">平成 11 年 3 月 24 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 11 号</a>
Indian Motocycle Co., Inc.	(出願人：自然人) <a href="#">平成 11 年 4 月 14 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 145 号</a>
MICKY MOUSE	<a href="#">昭和 35 年 4 月 25 日 昭和 33 年審判第 652 号</a>
セイロ	<a href="#">昭和 41 年 4 月 7 日 東京高昭和 35 年(行ナ)第 33 号</a>
キューピー人 形(図)	<a href="#">平成 13 年 5 月 30 日 東京高平成 12 年(行ナ)第 386 号</a>
秘書士	<a href="#">平成 16 年 9 月 30 日 東京高平成 16 年(行ケ)第 206 号</a>

第4条第1項第8号

—	出願に係る商標が旧商標法第2条第1項第5号(現行商標法の第4条第1項第8号に相当)に該当するには、生存する他人の肖像等であることを要すると解するとされた事例 <a href="#">昭和3年3月29日 大審院昭和3年(オ)第125号</a>
アナ アスラ ン・Ana Aslan	人格権は、一身専属的な権利であって、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法4条1項8号でいう「他人」には故人が含まれないとされた事例 <a href="#">平成17年6月30日 知財高平成17年(行ケ)第10336号</a>
青木功	出願に係る商標が自己の氏名を表すものであっても、同一氏名の他人がいるときはその他人の承諾を要するとした事例 <a href="#">昭和54年12月17日 昭和52年審判第17348号</a>
LEONARD KAMHOUT	出願時に8号に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において承諾があることを要するのであり、出願時に承諾があったとしても査定時にこれを欠くときは登録を受けることができないとされた事例 <a href="#">平成16年6月8日 最高裁平成15(行ヒ)265号</a>
月の友の会	商号から「株式会社」の文字を除いた部分は、「他人の名称の略称」にあたり、「著名」であるときに限り商標登録を受けることができないと判示された商標「月の友の会」の事例 <a href="#">昭和57年11月12日 最高裁昭和57年(行ツ)第15号</a>
財団法人・日本 美容医学研究会	権利能力なき社団の名称については、法人との均衡上、その名称は、商標法4条1項8号の略称に準じ、著名性を有するものとした事例(無効審判請求人「日本美容医学研究会」) <a href="#">平成13年4月26日 東京高平成12年(行ケ)第344号外</a>
財団法人日本美 容医学研究会	権利能力なき社団は、商標法第4条第1項第8号の「他人」としての資格を有するとした事例 <a href="#">平成11年9月30日 東京高平成10年(行ケ)第380号</a>
モロゾフ・ MOROZOFF	<a href="#">昭和39年8月15日 東京高昭和37年(行ナ)第43号</a>
池田物産株式会 社	<a href="#">昭和44年5月22日 東京高昭和44年(行ケ)第6号</a>

アンディ・ウィ リアムズ	<a href="#">昭和 44 年 7 月 15 日 昭和 42 年審判第 8917 号</a>
ロールスロイス	<a href="#">昭和 50 年 3 月 17 日 昭和 42 年審判第 5114 号</a>
American Bowling Congress	<a href="#">昭和 52 年 1 月 6 日 昭和 47 年審判第 8124 号</a>
Kardan・カルダ ン	<a href="#">昭和 53 年 3 月 8 日 昭和 48 年審判第 8629 号</a>
SONYAN	<a href="#">昭和 53 年 4 月 26 日 東京高昭和 52 年(行ケ)第 133 号</a>
JIMSTEFANICH・ ジムステファニ ッチ	<a href="#">昭和 54 年 8 月 21 日 昭和 47 年審判第 3104 号</a>
CHANEL DE BEAUTE	<a href="#">昭和 55 年 3 月 24 日 昭和 44 年審判第 9018 号</a>
Soldano	<a href="#">昭和 56 年 8 月 10 日 昭和 55 年審判第 2283 号</a>
HENG・ヘンク	<a href="#">昭和 56 年 11 月 26 日 東京高昭和 54 年(行ケ)第 154 号</a>
サンローラン	<a href="#">昭和 61 年 5 月 1 日 昭和 57 年審判第 14520 号</a>
AVON HOUSE	<a href="#">昭和 62 年 10 月 22 日 昭和 55 年審判第 1692 号</a>
アンペックス・ AMPEX	<a href="#">昭和 63 年 9 月 16 日 昭和 58 年審判第 5062 号</a>
ジョリーカルチ エ	<a href="#">昭和 63 年 11 月 24 日 昭和 59 年審判第 10257 号</a>
秀英学院	<a href="#">平成元年 1 月 18 日 昭和 57 年審判第 3295 号</a>
ジャイアンツの 江川	<a href="#">平成元年 4 月 13 日 昭和 57 年審判第 7023 号</a>

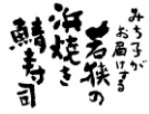
Hilton's	<a href="#">平成3年5月30日 昭和55年審判第17366号</a>
JOHN MCENROE	<a href="#">平成4年8月20日 昭和62年審判第4195号</a>
AMEX・アメックス	<a href="#">平成5年9月16日 昭和62年審判第9784号</a>
雅叙園・Gajoen	<a href="#">平成6年6月13日 平成2年審判第14739号</a>
フリーフレーム	<a href="#">平成10年1月14日 東京高平成8年(行ケ)第225号</a>
ダイレクトライン	<a href="#">平成12年1月27日 東京高平成11年(行ケ)第184号</a>
Carrefour・カルフル	<a href="#">平成13年7月18日 東京高平成12年(行ケ)第257号</a>
国際自由学園	<a href="#">平成17年7月22日 最高裁平成16年(行ヒ)第343号</a>
MEN-TSEE-KHANG	<a href="#">平成19年3月28日 知財高平成18年(行ケ)第10525号</a>
CECIL McBEE・セシル マクビー	<a href="#">平成16年8月9日 東京高平成16年(行ケ)第56号</a>

第4条第1項第10号

コンピュータ ーワールド	<p>需要者が一定分野の関係者に限定されている商品の場合は、その需要者間で周知であればよいとされた事例1</p> <p><a href="#">平成4年2月26日 東京高平成3年(行ケ)第29号</a></p>
ANDERSEN・ア ンダーソン	<p>需要者が一定分野の関係者に限定されている商品の場合は、その需要者間で周知であればよいとされた事例2</p> <p><a href="#">平成6年7月21日 平成2年審判第3176号</a></p>
DCC	<p>全国的に流通する日常使用の一般的商品については、全国にわたる主要商圏の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきであるとされた事例</p> <p><a href="#">昭和58年6月16日 東京高昭和57年(行ケ)第110号</a></p>
SHINAGAWA INTER CITY・ 品川インター シティ	<p>周知であるといえるためには、特別の事情が認められない限り、全国的にかなり知られているか、全国的でなくとも、数県にまたがる程度の相当に広い範囲で多数の取引者・需要者に知られていることが必要であるとされた事例</p> <p><a href="#">平成14年6月11日 東京高昭平成13年(行ケ)第430号</a></p>
NEW・YORKER	<p>証拠により周知が認定された事例</p> <p><a href="#">昭和42年1月26日 東京高昭和36年(行ナ)第35号</a></p>
ミネルバ	<p><a href="#">昭和55年5月28日 東京高昭和53年(行ケ)第22号</a></p>
ELLECLUB	<p>「ELLECLUB」は「ELLE」に類似するとされた事例</p> <p><a href="#">平成10年11月27日 東京地平成9年(ワ)第15630号</a>、控訴審 平成11年6月30日 東京高平成10年(ネ)第5397号</p>
株式会社河内 駿河屋	<p>本件商標「株式・会社河内駿河屋」(第30類)は、「駿河屋」の文字部分に要部があり、「スルガヤ」の称呼、「和菓子の老舗としての駿河屋」の観念が生ずるとされた事例</p> <p><a href="#">平成8年8月9日 東京高平成6年(行ケ)第164号</a></p>
コンピュータ ーワールド	<p>アメリカのコンピューター関係の情報紙に係る商標が我が国のコンピューターなどに関する企業の関係者・技術者に広く認識されていたとして、その商標を周知のものと認定した事例</p> <p><a href="#">平成4年2月26日 東京高平成3年(行ケ)第29号</a></p>

コンピュータ ーワールド	我が国での使用実績が少なくても、外国で使用されそれが我が国の報道等により我が国の需要者の間で周知となった商標も周知と認定することが可能であるとされた事例 <a href="#">平成4年2月26日 東京高平成3年(行ケ)第29号</a>
OKI DOKI	特許庁ホームページの「日本国の周知・著名商標」及びA I P P Iにより編纂、刊行された「日本有名商標集」が周知・著名の判断材料の一つとして用いられた事例( <a href="#">平成10年11月27日 東京高平成13年(行ケ)第539号</a> )
	<a href="#">昭和53年3月16日 昭和47年審判第4418号</a>
晩菊	使用商品「つけ物」 <a href="#">昭和53年6月15日 昭和51年審判第766号</a>
REGENCE	使用商品「コニヤック」 <a href="#">昭和54年6月12日 昭和52年審判第3550号</a>
布引のスクリーン	使用商品「打ち抜き金網」 <a href="#">昭和53年12月12日 昭和51年審判第8766号</a>
	使用商品「清酒」 <a href="#">平成2年9月20日 昭和60年審判第24895号</a>
さつまふじ	使用商品「緑茶」 <a href="#">平成3年6月20日 昭和58年審判第5315号</a>
串の坊	商標「串の坊」が、関東、中京、関西地域において周知と認定されて、「串かつ料理」について、周知性が認められた事例 <a href="#">平成11年2月9日 東京高平成10年(行ケ)第96号</a>
アーティスト	商標「アーティスト」が、役務「かつらに関する研究及び販売者に対する助言、増毛法に関する研究及び販売者に対する助言」について、周知性が認められた事例 <a href="#">平成11年6月23日 東京高平成10年(行ケ)第410号</a>
I E一橋学院	「大学受験指導に関する役務」に使用する引用商標の周知性が認定されて、本件商標は商標法4条1項10号に該当するとされた事例 <a href="#">平成17年3月24日 東京高平成16年(行ケ)第299号</a>



	<p>4条1項10号でいう「他人」とは出願者以外の者を広く指称するものであると解されるから、周知商標の創作者が誰であるかは同号の適用の判断に影響を与えないとした事例</p> <p><a href="#">平成19年9月13日 知財高平成19年(行ケ)第10079号</a></p>
DCC	<p><a href="#">昭和58年6月16日 東京高 昭和57年(行ケ)第110号</a></p>
アナ アスラン・Ana Aslan	<p>引用商標「Gerovital H3 Prof. Dr. Ana Aslan」は、本件商標「アナ アスラン・Ana Aslan」の出願前に我が国において、周知商標であったとは認められないとされた事例</p> <p><a href="#">平成17年6月30日 知財高平成17年(行ケ)第10336号</a></p>
ワンショットコース	<p>引用商標の広告における記載は、商標法2条3項所定の商標の使用に該当するものとはいえないことから、本件商標は4条1項10号に該当しないとされた事例</p> <p><a href="#">平成19年1月31日 知財高平成18年(行ケ)第10356号</a></p>